

指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業所の実地指導について

令和4年度の実施結果

| 対象事業所数 | 文書指導 | 口頭指導 |
|------------|-----------|-----------|
| 11事業所(6法人) | 6事業所(3法人) | 5事業所(3法人) |

○文書による指導の主な内容

- ・加算の算定誤り

○口頭による指導の主な内容

- ・記録の不正確な記入
- ・運営規定が遵守されていない
- ・変更届の未提出
- ・利用契約書等の書類不備
- ・重要事項の掲示がされていない

令和5年度の実施予定

10事業所(5法人)を対象に事業所を10月から順次訪問し、自己点検表に基づいて関係書類の確認を行い、実地指導を実施しております。

釧路市指定特定相談支援事業者等指導計画(抜粋)

○実地指導

要綱第4条第1項第2号アによる事業者等のうち、対象事業者等を選定して実施する他、同号ウによる指導の必要が生じた場合に、現地を訪問し、自己点検表に基づき、関係書類を閲覧するなどし、概ね次の事項に関し実施する。

- (1) 指定基準を満たしているか
- (2) 指定後の運営が適正にされているか
- (3) 利用者に対する支援が適正に行われているか
- (4) 利用者に対し、説明責任が果たされているか
- (5) 相談支援給付費が適正に請求されているか
- (6) 届出事項について守られているか